各 付

会 社 名 株式会社グローバルダイニング 代表者名 代表取締役社長 長谷川 耕造

( コード番号 7625 東証第二部 )

執行役員 問合せ先 最高財務責任者

中尾 慎太郎

T E L : 03 - 5469 - 3222

# 取締役に対するストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成29年2月10日開催の取締役会において、当社の取締役に対し新株予約権を発行するこ と、及び募集事項の決定を下記のとおり当社取締役会に委任することにつき、平成 29 年 3 月 25 日に開 催予定の当社第44回定時株主総会(以下、「本株主総会」という。)に付議することを決議しましたの で、お知らせいたします。

記

#### 1. 付議議案の内容

現在の取締役(監査等委員を除く)の報酬額は、平成28年3月26日開催の第43回定時株主総会に おいて年額 1 億円以内(うち社外取締役 360 万円以内)とご承認頂いております。この当該取締役の 報酬額の枠内にて、本株主総会に役員選任議案として付議予定である取締役(新任)候補者1名に対 してストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること、及び新株予約権の募集事項の決 定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

2. 新株予約権を取締役の報酬として付与することを相当とする理由

優秀な人材の確保、及び取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気をよ り一層高め、株主と株価を意識した経営の推進を行うことを目的として、取締役(監査等委員を除く) の報酬額の枠内にてストック・オプションを付与するものであります。

3. 本株主総会の決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限 本株主総会の決議により、割り当てることができる新株予約権の数は1,000 個を上限とする。また、 新株予約権を行使することにより交付される当社普通株式の数は 10 万株(発行済株式総数比約 1%) を上限とする。

但し、後述の 5(1) に定める付与株式数の調整が行われた場合は、新株予約権にかかる調整後の付 与株式数に上記新株予約権の上限の数を乗じた数とする。

4. 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

#### 5. 新株予約権の内容

# (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日(以下、「割当日」という)後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整できるものとする。

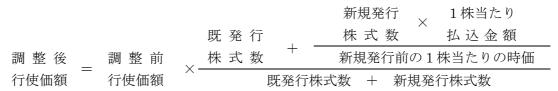
# (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」 という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所市場第2部における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。但し、その価額が割当日の終値(取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

また、割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を 行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式 の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。



なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前の1株当たりの時価」を「処分前の1株当たりの時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

# (3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より平成39年3月24日までとする。但し、行使

期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

# (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### (5)新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

# (6) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の取締役その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任その他これに準ずる正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者またはその相続人は、以下の区分に従って割り当てられた権利の一部または全部を 行使することができる。但し、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものと する.
  - i 割当日の翌日から2年を経過した日以降 割当個数の4分の1まで
  - ii 割当日の翌日から4年を経過した日以降 割当個数の2分の1まで
  - ⅲ 割当日の翌日から6年を経過した日以降 割当個数の4分の3まで
  - iv 割当日の翌日から8年を経過した日以降 割当個数の全部

#### (7) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社は、上記(3)の行使期間到来前に、終値が5取引日連続で行使価額に50%を乗じた価額(1円未満の端数は切り上げる)を下回った場合、無償で本新株予約権を取得することができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認 (株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ③ 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(6)に定める規定により本新株予約権の全部または一部について行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- ④ 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

#### (8) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以

下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、上記5.(1)に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の 上、上記 5.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 5.(8)③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間 上記 5.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 5.(3)に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する 事項

上記5.(4)に準じて決定する。

⑦新株予約権の譲渡制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- ⑧新株予約権の行使の条件
  - 上記5.(6)に準じて決定する。
- ⑨新株予約権の取得事由及び条件 上記 5.(7)に準じて決定する。
- ⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- (9) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これ を切り捨てるものとする。
- (10)新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項及び細目等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(注)上記の内容については平成29年3月25日開催予定の当社第44回定時株主総会において、承認可決されることを条件といたします。

以上